

## 社会福祉法人 近江笑生会 業務執行理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 近江笑生会（以下「法人」という。）の業務執行理事の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 業務執行理事に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、月額250,000円（税金控除前の金額）とする。

(報酬の支給方法)

第3条 業務執行理事の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の業務執行理事が辞任、解任又は死亡によりその職を退いた時は、その当月分までの報酬を支給する。

3 月初め以降に就任及び解任した場合は、日割り計算を行い支給する。

(支給日)

第4条 業務執行理事の報酬は、当月末締の当月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に指定銀行口座に支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 9日から一部改正する。

(報酬金額の変更)